

## 特定保健指導の実施者の範囲について（案）

### 1 特定保健指導実施者のうち保健指導事業の統括者の範囲

- 医師、保健師、管理栄養士

注) 一定の研修の修了者であることが望ましい。

### 2 特定保健指導実施者のうち初回面接、対象者の行動目標・支援 計画の作成、保健指導の評価に関する業務を行う者の範囲

- 医師、保健師、管理栄養士

- 一定の保健指導の実務経験のある看護師（ただし、施行後 5  
年間に限る）

注) 一定の研修の修了者であることが望ましい。

### 3 特定保健指導の実施者の範囲

- 医師、保健師、管理栄養士その他栄養指導又は運動指導に関  
する専門的知識及び技術を有する者

※ 例えば、

- ・健康運動指導士
- ・T H P 指針に基づく運動指導、産業栄養指導、産業保健指導担当者

など

## 標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）の見直しに係る論点

### 1. 保健指導対象者の選定方法について

#### (1) ステップ1について

- (1) 腹囲一定基準以上、(2) 腹囲一定基準未満かつBMI 25以上、(3) それ以外のうち、(1)、(2)の該当者は、(3)の該当者に比べて、予防効果が多く期待できるため、(1)(2)の該当者を特定保健指導の対象者とすべきではないか。
- 腹囲は基準以上であるが、高血圧等のリスクがない者については、リスクがある者と比較して、脳・心臓疾患のリスクが低いと考えられるため、動機付け支援ではなく、情報提供としてはどうか。

#### (2) 糖尿病等の生活習慣病について服薬中の者の取扱い

- 血圧降下剤、血糖降下剤等を服薬中の者については、主治医による指導とは別に、特定保健指導を実施する必要があるのか。
- 脳卒中、虚血性心疾患、腎不全等の不可逆性の生活習慣病に罹患している者については、医療機関において厳密な管理が必要があり、特定保健指導を実施する必要はないのではないか。

#### (3) 年齢について

- 若年期に生活習慣の改善を行った方が、予防効果が多く期待できると考えられるため、若年期に、重点的な保健指導を実施する方が効果的ではないか。
- 前期高齢者（65才～74才）については、QOLの低下に配慮した生活習慣の改善が重要である。
- 前期高齢者では、介護予防の観点からの対策が必要となるため、介護保険法に基づき、地域支援事業が実施されること、各学会のガイドラインでも65歳を管理を行う上での一つの区切りとしていること等の理由から、65歳を特定保健指導を実施する上での区切りとしてはどうか。
- 上記のことから、前期高齢者については、積極的支援の対象者となった場合でも、動機付けにとどめておくなどの対応が考えられるのではないか。
- 血圧降下剤、血糖降下剤等を服薬中の前期高齢者については、生活機能・運動機能の低下に応じて慎重に保健指導が行われる必要があることから、医療保険者等により、特定保健指導を実施するよりも、医療機関において適切な対応がなされることが重要ではないか。

#### (4) LDLコレステロール、喫煙歴、尿酸の取扱い

- 暫定版で示された階層化基準を用いた場合、メタボリックシンドロームの予備群者であっても、大多数がLDLコレステロール等のうち1項目以上該当するため、積極的

支援となる。

- メタボリックシンドロームの診断基準として用いられている項目と、それ以外の項目については、重み付けを適切に行う必要があるため、LDLコレステロール等の取扱いを見直す必要があるのではないか。

#### (5) 質問票の取扱い

- ステップ4（質問票）については、特定保健指導対象者の選定は、血液検査等の客観的な指標に基づき実施し、質問票については、保健指導対象者の中で、優先的に保健指導を実施する者を選定するために用いるべきではないか。

## 2. 保健指導判定値及び受診勧奨判定値について

### (1) 受診勧奨判定値の取扱い

- 暫定版における受診勧奨判定値は、糖尿病、高血圧、高脂血症等、各疾病の診断基準を用いているものが多く、検査項目により、判定値を超えた場合の意味合いが異なる。
- 血圧については、安静時において測定されているか否か、中性脂肪については、空腹時に採血されているか否かにより、大きく値が異なるなど、適切に測定が行われていない場合には、再測定を行うことが重要ではないか。
- 通常、軽度の異常の場合には、生活習慣改善のための指導が服薬よりも優先して行われる。
- 上記のことから、血圧、中性脂肪等については、軽度の異常の場合（現行の受診勧奨判定値を若干超えた場合）、医療保険者等は、受診者の健診結果を受診勧奨判定値に機械的に当てはめ、受診勧奨とするのではなく、健診機関等の医師が、特定保健指導を優先するか否かを判断するとともに、特定保健指導を優先しない場合には、年齢等を考慮した上で、医療機関を受診する必要性を判断し、受診者に通知すべきではないか。
- ただし、血圧、中性脂肪等について、直ちに医療機関を受診すべき基準があることが望ましいのではないか。

### (2) 肝機能検査に係る判定値

- 肝機能検査に係る保健指導判定値及び受診勧奨判定値については、日本消化器学会より提案された値を用いてはどうか。

## 3. 詳細な健診（精密健診）を実施する要件

- 心電図検査については、虚血性心疾患、心肥大等を把握することが可能であるため、対象者については、前年の健診結果において、①高血圧症、高脂血症、糖尿病、肥満等のリスクが複数有している者としてはどうか。
- 眼底検査については、高血圧性変化、動脈硬化性変化等を把握することが可能であるため、対象者については、前年の健康診断の結果において、高血圧症、高脂血症、糖尿病、肥満等のリスクが重複している者を既往を有する者としてはどうか。
- 労災保険の2次健康診断等給付では、4つのリスクすべてを有している者を追加検査

の対象としている。

- 健康診査の結果から、医療機関を受診する必要がある場合には、詳細な健診についても、医療機関において、必要に応じて実施することとしてもよいのではないか。

#### 4. 特定保健指導の最低要件について

- 特定保健指導については、個別面接、集団指導、IT（双方向）など、様々な実施方法が考えられる。
- 特定保健指導を実施したと見なす、要件を明確にしておく必要があるのではないか。

#### 5. 特定保健指導の実施者について

- 暫定版では、検討課題とされている保健指導実施者として看護師等の取扱いを明確にする必要があるのではないか。

## 特定健康診査等実施計画の構成(案)

### [本資料の趣旨]

特定健康診査・特定保健指導は平成 20 年度から実施することから、各保険者は平成 19 年度前半には「特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という）」を作成し、平成 19 年度末までに計画に沿った実施準備を進める必要がある。

このため、各保険者が「特定健康診査等実施計画」に記載すべき事項等は、国から「特定健康診査等基本指針(案)」として、詳細を本年 3 月に示す予定であるが、各保険者が来年度の作業の見通しを立て、必要な予算をとりまとめる上での参考になるよう、先行して情報提供するものである。

### 1. 法律で定められている範囲

医療保険者は「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条にて、「特定健康診査等実施計画」を定めるものとされている。

(特定健康診査等実施計画)

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、五年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項
- 二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 2. 具体的な記載事項(案)

計画を作成する趣旨は、規模、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮し、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施するためである。

法第 19 条第 2 項において、計画に記載すべき事項が大まかに示されているが、具体的には、次表のような項目について整理しておく必要があると考えられる。

なお、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施していくために最低限定めておくべき事項を、明瞭・簡潔に整理することが重要である。よって、体裁等が立派な計画書を作成する必要はなく、要点を押さえた簡素な計画で十分と考える。

法19条	記載すべき事項 (案)	主に定めるべき内容(案)
第2項 第二号	①達成しようとする 目標	● 特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率に係る目標
第2項 第一号	②特定健康診査等 の対象者	● 特定健康診査等の対象者数(事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数)の見込み(計画期間中の各年度の見込み数)を推計
	③特定健康診査・ 特定保健指導の実 施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間</li> <li>● 外部委託の有無や契約形態、外部委託者選定に当たっての考え方</li> <li>● 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法</li> <li>● 事業主健診等他の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法</li> <li>● 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法</li> <li>● 実施に関する毎年度の年間スケジュール、等</li> </ul>
第2項 第三号	④個人情報保護	● 健診・保健指導データの保管方法や保管体制、保管等における外部委託の有無、等
第3項	⑤特定健康診査等 実施計画の公表・ 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周知の方法</li> <li>● 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法</li> </ul>
第2項 第三号	⑥特定健康診査等 実施計画の評価及 び見直し	● 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方
	⑦その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	